

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年4月25日

【会社名】 株式会社ウォーターダイレクト

【英訳名】 Water Direct Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 樋口 宣人

【本店の所在の場所】 山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の最寄の連絡場所で行っています。)

【電話番号】 03-5487-8101

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 長野 成晃

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎四丁目1番2号

【電話番号】 03-5487-8101

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 長野 成晃

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2及び第7号の規定に基づき、平成28年4月15日に提出した臨時報告書の内容につき、記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 2 報告内容

- ・本株式交換について
- 3．本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容  
本株式交換に伴う株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する扱い  
株式交換契約の内容
- 4．本株式交換に係る割当ての内容の根拠等
  - (2) 算定に関する事項  
算定の概要
  - (5) 利益相反を回避するための措置  
当社における、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得  
利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役全員の承認

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### 2 報告内容

- ・本株式交換について
- 3．本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

### (訂正前)

本株式交換に伴う株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する扱い

エフエルシーが発行している新株予約権については、本株式交換契約に基づき、株式交換効力発生時点における新株予約権者が保有するそれぞれの新株予約権について、株式交換効力発生時において、下記の通り当社の新株予約権を交付いたします。新株予約権者がエフエルシーの役職員及び光通信であり、光通信の保有する新株予約権はエフエルシー及びその子会社を含む本経営統合後の当社グループの役職員に譲渡されることを想定していることから、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、長期的な業績向上に資するものと考え、新株予約権を交付することといたしました。交付する新株予約権の条件については、エフエルシーが発行している新株予約権の対象であるエフエルシー普通株式1株を、本株式交換の普通株式交換比率（以下「普通株式交換比率」といいます。）に従って、当社普通株式530株で置き換えたものとしております。具体的にはエフエルシーが発行している新株予約権の行使価格を普通株式交換比率である530で除した価格が、交付する新株予約権の行使価格となります。これらの新株予約権が全て行使された場合、当社の普通株式530株が新たに交付されることとなります。

なお、エフエルシーは、新株予約権付社債を発行しておりません。

	エフエルシーが発行している新株予約権			当社が発行する新株予約権		
	数 (総数)	目的となる 株式数	行使価格	数 (総数)	目的となる 株式数	行使価格 (注)
第2回 新株予約権	1,387個	1,387株	24万円	第6回 新株予約権	1,387個	735,110株 453円
第2回(その2) 新株予約権	15個	15株	24万円	第6回(その2) 新株予約権	15個	7,950株 453円
第3回(その1) 新株予約権	1,500個	1,500株	20万円	第7回(その1) 新株予約権	1,500個	795,000株 377円
第3回(その2) 新株予約権	1,000個	1,000株	20万円	第7回(その2) 新株予約権	1,000個	530,000株 377円
第4回 新株予約権	2,723個	2,723株	20万円	第8回 新株予約権	2,723個	1,443,190株 377円

<注記 省略>

株式交換契約の内容

当社がエフエルシーとの間に平成28年4月15日付で締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

<中 略>

第6条（株式交換契約承認総会）

1. 甲は、平成28年5月13日に開催予定の臨時株主総会において、乙は、平成28年5月13日に開催予定の臨時株主総会並びに乙の普通株主による種類株主総会及び乙のA種優先株主による種類株主総会において、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、乙は会社法第319条第1項及び同法第325条に基づく手続きにより書面決議を行い、かかる株主総会及び種類株主総会の開催を省略することができる。

<後 略>

（訂正後）

本株式交換に伴う株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する扱い

エフエルシーが発行している新株予約権については、本株式交換契約に基づき、株式交換効力発生時点における新株予約権者が保有するそれぞれの新株予約権について、株式交換効力発生時において、下記の通り当社の新株予約権を交付いたします。新株予約権者がエフエルシーの役職員及び光通信であり、光通信の保有する新株予約権はエフエルシー及びその子会社を含む本経営統合後の当社グループの役職員に譲渡されることを想定していることから、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、長期的な業績向上に資するものと考え、新株予約権を交付することといたしました。交付する新株予約権の条件については、エフエルシーが発行している新株予約権の対象であるエフエルシー普通株式1株を、本株式交換の普通株式交換比率（以下「普通株式交換比率」といいます。）に従って、当社普通株式530株で置き換えたものとしております。具体的にはエフエルシーが発行している新株予約権の行使価格を普通株式交換比率である530で除した価格が、交付する新株予約権の行使価格となります。これらの新株予約権が全て行使された場合、当社の普通株式3,511,250株が新たに交付されることとなります。

なお、エフエルシーは、新株予約権付社債を発行しておりません。

	エフエルシーが発行している新株予約権			当社が発行する新株予約権		
	数 (総数)	目的となる 株式数	行使価格	数 (総数)	目的となる 株式数	行使価格 (注)
第2回 新株予約権	1,387個	1,387株	24万円	第6回 新株予約権	1,387個	735,110株 452円
第2回(その2) 新株予約権	15個	15株	24万円	第6回 新株予約権	15個	7,950株 452円
第3回(その1) 新株予約権	1,500個	1,500株	20万円	第7回(その1) 新株予約権	1,500個	795,000株 377円
第3回(その2) 新株予約権	1,000個	1,000株	20万円	第7回(その2) 新株予約権	1,000個	530,000株 377円
第4回 新株予約権	2,723個	2,723株	20万円	第8回 新株予約権	2,723個	1,443,190株 377円

<注記 省略>

株式交換契約の内容

当社がエフエルシーとの間に平成28年4月15日付で締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

<中 略>

第6条（株式交換契約承認総会）

1. 甲は、平成28年5月13日に開催予定の臨時株主総会において、乙は、平成28年5月13日に開催予定の定時株主総会並びに乙の普通株主による種類株主総会及び乙のA種優先株主による種類株主総会において、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、乙は会社法第319条第1項及び同法第325条に基づく手続きにより書面決議を行い、かかる株主総会及び種類株主総会の開催を省略することができる。

<後 略>

2 報告内容

・本株式交換について

4. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(訂正前)

(2) 算定に関する事項

< 中 略 >

算定の概要

< 中 略 >

D C F 法においては、ブルータス・コンサルティングは両社がそれぞれ作成した、本株式交換の実施を前提としない財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。当社の割引率は4.280%～5.020%、エフエルシーの割引率は3.841%～4.783%を採用しております。

< 中 略 >

(5) 利益相反を回避するための措置

< 中 略 >

当社における、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

< 中 略 >

以上のことから、第三者委員会は、本株式交換により当社がエフエルシーを完全子会社とする手続きを行うことについて、当社の少数株主にとって不利益なものであることを伺わせる事情は特段認められない旨の答申書を、平成28年4月14日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち、光通信の常務取締役その他の光通信の重要な連結子会社4社の役員を兼務している和田英明氏、光通信の従業員及び光通信の重要な連結子会社2社の取締役を兼務している形部孝広氏、光通信の従業員及び光通信の重要な連結子会社2社の取締役を兼務している杉田将夫氏、エフエルシーの代表取締役及びエフエルシーの重要な連結子会社4社の取締役を兼務している萩尾陽平氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、本株式交換の協議及び交渉に関与しておらず、本株式交換に係る当社の取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

また、当社の監査役3名全員が、本株式交換を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

(訂正後)

(2) 算定に関する事項

< 中 略 >

算定の概要

< 中 略 >

D C F 法においては、ブルータス・コンサルティングは両社がそれぞれ作成した、本株式交換の実施を前提としない財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。当社の割引率は3.841%～4.783%、エフエルシーの割引率は3.886%～4.828%を採用しております。

< 中 略 >

(5) 利益相反を回避するための措置

< 中 略 >

当社における、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

< 中 略 >

以上のことから、第三者委員会は、本株式交換により当社がエフエルシーを完全子会社とする手続きを行うことについて、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を、平成28年4月14日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち、光通信の常務取締役その他の光通信の重要な連結子会社3社の取締役を兼務している和田英明氏、直近まで光通信の従業員を兼務していた形部孝広氏、光通信の従業員兼務している杉田将夫氏、エフエルシーの代表取締役及びエフエルシーの重要な連結子会社4社の取締役を兼務している萩尾陽平氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、本株式交換の協議及び交渉に関与しておらず、本株式交換に係る当社の取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

また、当社の監査役3名全員が、本株式交換を行うことに異議がない旨の意見を述べております。